

鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校学則第53条第3項及び第55条の規定に基づき、専攻科における授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定める。

(単位の計算方法)

第2条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 1単位時間は50分を標準とする。
- (2) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、年度当初に別に定める「選択科目履修届」を所定の期日までに、校長に提出しなければならない。

(指導教員)

第4条 専攻科の学生は、各専攻の指導教員から授業科目の履修に関すること及び特別研究の指導を受けるものとする。

(試験)

第5条 試験は、定期試験、追試験、再試験及び追評価試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に実施する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平素の成績で評価のできる科目は、定期試験を行わないことがある。
- 4 追試験は、次の各号のいずれかに該当する理由により、定期試験を受けることができなかった者で、別に定める「追試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。
 - (1) 病気（医師の診断書を要する。）
 - (2) 忌引
 - (3) その他やむを得ない理由があると校長が認めた場合

(成績の評価)

第6条 学業成績（以下「成績」という。）の評価は、出席時数が所定の授業時数の3分の2以上の科目についてのみ行う。

- 2 成績は、授業科目ごとに前条に規定する試験の成績、その他を総合して評点で評価する。
- 3 標語及び評点は、次の区分による。

評語	S	A	B	C	D
評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0

- 4 100点法で評価しない授業科目については、可否で評価する。
- 5 定期試験を正当な理由なく受けなかった者の当該科目試験評価は0点とする。

(再試験及び追評価試験)

第7条 再試験は、Dの評語の授業科目に対して行う。

- 2 再試験別に定める「再試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対して実施する。
- 3 再試験は原則として対象となる授業科目の定期試験と同様の形態で行い、定期試験を行わない科目の場合は、他の適切な形態で実施する。
- 4 再試験は原則として100点法で評価し、60点以上の場合に単位修得を認定する。
- 5 再試験によって修得した科目の評点は60点とし、Cの評語とする。
- 6 再試験による単位修得の認定は年度末成績会議又は修了判定会議において行う。
- 7 各学期末の定期試験後に算出した総合評価が60点未満の者については、成績報告期限までに追評価試験を実施することがある。
- 8 追評価試験について必要な事項は、別に定める。

(単位の認定)

第8条 第6条第3項、第4項及び前条第5項の規定に基づき、評語がS、A、B、C及び合に評価された授業科目については、当該授業科目を修得したものとして、単位を認定する。

(授業の方法)

第9条 授業は原則として対面で行うものとする。ただし、多様なメディアを高度に利用した授業の実施を専攻科委員会が認めたものについては、この限りではない。

(他の大学等で修得した単位の認定)

第10条 学則第54条の規定により、大学（留学先の大学及び外国の大学が行う通信教育を含む。）及び他の教育施設等での学修並びに文部科学大臣が別に定める学修として認定

された単位は、「大学等履修科目単位」とし、専攻科の修了要件を満たすための単位とすることができない。ただし、専攻科委員会が、本校専攻科の「学習・教育到達目標」を達成するための学修として、学則第 51 条に規定する授業科目と振り替えることができると判断したものについては、この限りではない。

- 2 前項ただし書きにより認定することのできる単位数は 30 単位を限度とする。
- 3 第 1 項に規定する文部科学大臣が別に定める学修及び認定することのできる単位数は、別表第 1 のとおりとする。

(修了に必要な単位)

第 11 条 専攻科の修了に必要な単位は、62 単位以上（そのうち、すべての必修科目を含み一般科目 8 単位以上、専門共通科目 16 単位以上、専門科目 32 単位以上）修得するものとする。ただし、学則第 4 7 条の 2 第 2 項に規定する連携教育プログラムの修了に必要な単位は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 25 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日において現に在学するもの（以下この項において「在学者」という。）及び平成 17 年 4 月 1 日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 11 月 5 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 15 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

名称・資格・得点		単位数	表記	一般科目・専門科目の別 備考
実用英語技能検定	1 級	6	実用英検	一般科目
	準 1 級	4		
	2 級	2		
技術英語能力検定	プロフェッショナル	6	技術英検	一般科目
	準プロフェッショナル	4		
	1 級	3		
	2 級	2		
日本漢字能力検定	1 級	4	漢字検定	一般科目
	準 1 級	3		
	2 級	2		
	準 2 級	1		
デジタル技術検定	1 級	4	デジタル	専門科目 制御部門に限る
	2 級	2		

別表第 2

専 攻	プログラムの名称	修了に必要な単位
機械・電子システム工学専攻	九大工学部・九州沖縄 9 高専連携教育プログラム	修了に必要な単位は、すべての必修科目を含み 62 単位以上修得するものとする。
電気情報システム工学専攻	九大工学部・九州沖縄 9 高専連携教育プログラム	修了に必要な単位は、すべての必修科目を含み 62 単位以上修得するものとする。
建設工学専攻	先進テクノロジー実践連携教育プログラム	修了に必要な単位は、すべての必修科目を含み 62 単位以上修得するものとする。